

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 J R R - 3 原子炉施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（226）
2. 日 時：令和2年11月13日（金）14時00分～15時20分
3. 場 所：
  - （1）原子力規制庁10階南会議室
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部  
新基準適合性審査チーム  
加藤安全審査官、島村安全審査官
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
研究炉加速器技術部 J R R - 3 管理課 担当者 他6名
5. 議事要旨
  - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、J R R - 3に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について、資料1から資料3に基づき説明があった。
  - （2）原子力規制庁から、上記（1）の説明について了解した旨の回答をした。
  - （3）原子力機構から、J R R - 3 原子炉施設に係る設計及び工事の計画の変更認可申請（その13）について、資料4及び資料5に基づき説明があった。
  - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について次回のヒアリングにて説明することを求め、原子力機構から了解した旨回答があった。
    - 安全保護系検出器の溢水評価については、「密閉された金属製の保護管に収められた状態」としているものについては、当該保護管の密封性（当該保護管内に水が入らないこと）を説明すること。
6. 配付資料
  - ・ 原子力機構からの配付資料
  - 資料1 【保安規定】停止機能及び冷却機能を喪失した場合の対策について
  - 資料2 燃料破損時に原子炉建家から放出する放射性物質の低減のための判断について
  - 資料3 【保安規定】内部火災、外部事象等が発生した場合の原子炉停止の判断基準

及び事象発生に対する備えについて

資料 4 安全保護系検出器に係る溢水影響評価及び内部火災影響評価について

資料 5 設工認その 13に係るコメント回答